

# バークレイズ銀行（イギリス）の保証契約約款

神 田 秀 樹

## 1. はじめに

以下では、まず2.において、イギリスのバークレイズ銀行の各種銀行取引約款のうちの保証契約約款について、その内容の概要を紹介し、次に3.において同約款の条項が問題となった判例を紹介し、4.においてわが国へ示唆する点につき一言する。

## 2. バークレイズ銀行保証契約約款の概要

### 第1条－主債務者名、保証金額、保証限度額

保証債務額は、債権者（バークレイズ銀行、以下同じ）が請求を行った時点における主債務者の債務元本額に利息および関係全費用を加えた額とする。また、保証人が「確定」請求をした場合には、同請求後3カ月経過時点における主債務者の債務元本額に利息および関係全費用を加えた額とする。

### 第2条－保証債権取立費用

全費用を保証人の負担とする。

### 第3条－根保証性

保証人の「確定」請求により3カ月経過後に確定する。その効果は他の保証人には及ばない（相対効）。

### 第4条－保証人に対する請求の方式および効力発生時期

## 第5条－被保証債務の範囲

主債務者が債権者に対して負う全債務とする。

## 第6条－他の担保・保証からの独立性

## 第7条－被保証額および代位の要件

被保証額は主債務額の全額とし、全額を支払わないかぎり保証人は債務者に代位しない。

## 第8条－主債務者による本契約締結後の取引・支払の効果

これらは原則として本契約に基づく保証債務額を減額する効果を有しない。

## 第9条－保証債務額の確定、保証の瑕疵の効果

これらは主債務には影響を及ぼさない。

## 第10条－債権者・債務者間における裁判等による主債務の確定

これらは保証人を拘束する。

## 第11条－主債務者との新規取引等

妨げない。

## 第12条－主債務者の倒産

回収不能額を保証人に請求する。

## 第13条－保証人の1人との和解等の効果

他の保証人に影響を及ぼさない。

## 第14条－保証人からの受取金の保管

債権者は主債務に充当する義務を負わない。

## 第15条－主債務者の倒産

債権者は全額で倒産手続に参加する。

第16条－主債務者の倒産手続における否認

保証債務に影響を及ぼさない。

第17条－否認に関する裁判所の命令に基づく支払等

本契約に基づく保証債務の履行とみなす。

第18条－主債務者の行為能力の欠缺等

保証債務に影響を及ぼさない。

第19条－主債務者の組織形態の変更等

本保証契約に影響を及ぼさない。

第20条－債権者の合併等

本保証契約に影響を及ぼさない。

第21条－保証人の死亡の場合の請求の効力

有効とする。

第22条－複数の保証債務間の連帯性

各保証債務は他の保証債務との連帯債務とする。

第23条－複数の保証債務間の独立性

保証債務の1つが無効の場合でも他の保証債務には影響を及ぼさない。

第24条－用語法

第25条－引用法令

第26条－本保証契約書の所有権

3. 関連判例

本保証契約約款が問題となった判例で筆者が気がついたものは次の2件である。

- (1) Barclays Bank plc v. Herrtage, Court of Appeal, 31 October 1988 (判例集未登載)

主債務につき保証のほか物上担保の設定があった場合において、バークレイズ銀行（債権者）から請求をうけた保証人が債権者は物上担保権のほうを先に行使すべき旨を抗弁した。上記約款条項第11条および第12条のもとで第1審・第2審とも保証人は敗訴した。

- (2) Barclays Bank plc v. Radstone, Court of Appeal, 28 September 1982 (判例集未登載)

主債務について消滅時効が完成した事例。債権者であるバークレイズ銀行は上記保証約款条項第18条を根拠として保証債務の履行を請求した。第1審・第2審とも裁判所は主債務が全額弁済されていた可能性もあるとし、立証不十分として債権者を敗訴させた。

#### 4. 結びに代えて—わが国への示唆—

わが国における保証約定書はわずか数条を有するにすぎず（①包括根保証用保証約定書は3カ条、②限度付根保証用保証約定書は5カ条）、あまりに簡単すぎる。保証債務の限度額（②第1条）、相殺制限（①第2条、②第2条）、他の保証債務等からの独立性（①第1条、②第3条・第5条）、代位権行使の制限（①第3条、②第4条）を定めているにすぎない。バークレイズ銀行の約款は詳細すぎるとも言えなくもないし、そこで定めている諸内容は、わが国では民法・破産法等の解釈として当然に導かれるべき内容であって約款上明記する必要のないものも少なくないとも見受けられるが、イギリスの他の銀行や他の国の銀行の約款をも参考としたうえで、わが国の現在の約款の見

直しを検討してみる価値はありそうである。

以 上